

食品安全委員会第622回会合議事録

1. 日時 平成28年9月13日（火） 14：00～14：47

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 1品目

除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(2) 平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について

(3) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成29年度)(案)について

(4) 食品安全関係情報(8月6日～8月26日収集分)について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 梅田輸入食品安全対策室長

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

農林水産省 磯貝畜水産安全管理課長

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、

鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、

箆島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（食品）に係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（飼料）に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
- 資料 3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成29年度）（案）について
- 資料 4 - 1 食品安全関係情報（8月6日～8月26日収集分）について
- 資料 4 - 2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報
- 資料 5 遺伝子組換え食品等「GGI株を利用して生産されたL-グルタミン（第2版）」に係る評価書の変更点

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第622回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から梅田輸入食品安全対策室長、森田新開発食品保健対策室長、農林水産省から磯貝畜水産安全管理課長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第622回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 資料の確認をさせていただきます。本日の資料は8点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」、資料 1 - 2 が「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（食品）に係る食品健康影響評価について」、資料 1 - 3 が「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（飼料）に係る食品健康影響評価について」、資料 2 が「平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」、資料 3 が「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成29年度）（案）について」、資料 4 - 1 が「食品安全関係情報（8月6日～8月26日収集分）について」、資料 4 - 2 が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」、資料 5 が「遺伝子組換え食品等『GGI株を利用して生産されたL-グルタミン（第2版）』に係る評価書の変更点」でございます。

不足の資料等ございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から9月8日付でプリオン1案件、9月5日付で遺伝子組換え食品等1品目、農林水産大臣から9月8日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、プリオン1案件について、厚生労働省の梅田輸入食品安全対策室長から説明をお願いいたします。

○梅田輸入食品安全対策室長 輸入食品安全対策室の梅田でございます。

それでは、資料1-1になりますが、オーストリアから輸入されます牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓につきましての輸入条件の設定について、先ほどございましたが、先週9月8日付で諮問させていただいたところでございますが、その内容につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

2ページ目、別紙になりますけれども、1に「諮問の背景及び趣旨」、2として「具体的な諮問内容」について記載してございます。

まず、1の「諮問の背景及び趣旨」でございますが、2001年以降、BSEの発生国につきましては、法的に牛肉やその加工品等について輸入を禁止するという対応してきておりまして、オーストリアにつきましても、同様に輸入を禁止してきたところでございます。

世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえまして、BSE対策の見直しを行ってきておりまして、その中でオーストリア産の牛肉及びその加工につきましても、現在のリスクに応じた輸入規制の見直しを検討するために評価についてお願いするものでございます。

次に、2の「具体的な諮問内容」でございますけれども、(1)の牛の肉及び内臓につきまして、これまで諮問いたしましたEUの国と同様の内容になってございます。すなわち月齢制限及びSRMの範囲につきましては、それぞれ①、②の内容の評価とさせていただきます。さらに③のとおり、①と②の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制、閾値を引き上げた場合のリスクをお願いする内容になってございます。

また、(2)の「めん羊及び山羊の肉及び内臓について」にある諮問内容についても、平成27年6月に諮問いたしましためん羊及び山羊BSE対策の国境措置に係る諮問内容と同様の内容になってございます。

オーストリアの牛の生産・と畜の概要でございますけれども、牛の飼養頭数はおおむね195万頭ほどの規模でございます。と畜頭数は年間約63万頭ほどでございます。日本の半分強といった規模となっているということでございます。

また、BSE対策の概要ですが、飼料規制につきましては、1995年には全ての哺乳動物に由来するタンパク質の反すう動物への使用の禁止、その後、2001年には全ての動物に由来するタンパク質の家畜飼料への使用が禁止されてございます。

オーストリアでは、BSEはこれまで8頭発生しております。うち1頭はスイス生まれの牛ということでございます。また、SRMに対する規制につきましては、2000年にSRMの除去と焼却処理を行っているということでございます。

なお、オーストリアは2012年のOIE総会におきまして、無視できるリスク国という評価となっております。

3の「今後の方針」でございますが、厚生労働省といたしましては、今回の諮問に対しましての答申をいただいた段階で、その評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行う予定としてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御質問、御意見がございましたら伺いたいと思います。熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 オーストリアでBSEの最終誕生年と、それから、今までのBSE牛の中で非定型が何頭いるかというのを教えていただけますか。

○梅田輸入食品安全対策室長 これまで確認されたBSE 8頭のうち、先ほど申し上げたとおり、オーストリアで生まれたのは7頭となりますけれども、2000年6月に生まれた牛が最

後に生まれた牛ということになってございます。

あと、非定型につきましては、3頭発生しておりまして、型で言いますとL型が2例、H型が1例ということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○熊谷委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他に何か御質問があれば。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 今、8頭のBSEのことについてお話しくださいましたけれども、これらの牛が時期に関して、飼料の完全規制後に生まれたものがあるか、ないかについても、分かりましたら、お願いします。

○梅田輸入食品安全対策室長 飼料の完全規制が2001年ということでございますので、先ほど申し上げたとおり、2000年6月に生まれた牛が最後ということですので、御指摘のリアルバン以降の生まれの牛はいないということでございます。

○佐藤委員長 他に何か御質問ございますか。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 輸入禁止前にオーストリアから牛肉や内臓の輸入量はどれぐらいあったのでしょうか。

○梅田輸入食品安全対策室長 輸入禁止したのが2001年ということでございます。その前の約5年間で牛肉については9件で、7万8,000キロということですので、78トンほど。それから、内臓につきましては16件、届け出の件数ですけれども、4万9,000キロですので、49トンということになってございます。

○佐藤委員長 他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会において審議することといたします。

梅田室長、どうもありがとうございました。

○梅田輸入食品安全対策室長 どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤委員長 続きまして、厚生労働省からの評価要請品目、遺伝子組換え食品等1品目について、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 厚生労働省の森田でございます。

このたび、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA技術応用食品につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元の資料1-2を御覧ください。本品目は、除草剤ジカンバ及びグルホシネートに耐性を付与するために改変*dmo*遺伝子及び*pat*遺伝子を導入したものでございます。

改変*dmo*遺伝子はグラム陰性細菌の*Stenotrophomonas maltophilia*に由来し、当該遺伝子により産生されるDMOタンパク質により植物に除草剤ジカンバに対する耐性が付与されるものでございます。

また、*pat*遺伝子はグラム陽性細菌の*Streptomyces viridochromogenes*に由来し、当該遺伝子により産生されるPATタンパク質により、植物に除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されるものでございます。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のトウモロコシと相違はございません。

諸外国による申請等の状況につきましては、米国食品医薬品局及びカナダ保健省において、食品としての安全性の確認が終了しており、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関においては確認中ということでございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省からの評価要請品目について、農林水産省の磯貝畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○磯貝畜水産安全管理課長 磯貝です。どうぞよろしく申し上げます。

当省からは、厚生労働省から御説明のございました除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統の飼料としての食品健康影響評価をお願いいたします。

飼料としての利用方法は、遺伝子組換えでないトウモロコシと同様に、主に子実の全粒を家畜飼料として用いる形となります。

以上、よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、磯貝課長、どうもありがとうございました。

(2) 平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について」です。
まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 7月20日に研究・調査企画会議事後評価部会を開催し、平成27年度に終了した食品健康影響評価技術研究の7課題について審議を行い、資料2のとおり事後評価結果を取りまとめました。

ここに示しました7課題のうち5課題については、平成26年度に採択し、2年間研究が実施されたもの。また、残りの2課題については、平成27年度に採択し、1年間研究が実施されたものです。

評価に当たっては、研究の妥当性、目標の達成度、成果の有用性の各観点から9名の研究・調査企画会議事後評価部会構成員が点数で評価を行いまして、その平均点とこれらの合計として総合評点を示しております。

また、研究所見につきましては、同部会構成員から各課題に対し、提出されたコメントをもとに議論し、取りまとめたものを示しております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○橋評価調整官 それでは、資料2に基づきまして御説明いたします。

この事後評価は、研究・調査企画会議が定めております食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針に基づき、行われているものでございます。

資料2を2枚めくっていただきまして、ページ番号を振っているところから、平成27年度に終了した食品健康影響評価技術研究課題7課題の事後評価結果について整理してあります。これに沿いまして、各課題の評価の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず1つ目の課題は、課題番号1402「レチノイン酸の濃度変化を引き起こして催奇形性を示す化学物質のスクリーニング法の開発と催奇形性発症の分子機構の解明」でございます。

次の2ページになりますが、評価所見の総合コメントは、研究の発想・計画は妥当であるが、現時点での目標達成は十分でない。研究成果の有用性を評価するには、当初の研究計画に基づくさらなる研究の進展が望まれるようになっておりまして、評価点は、総合で20点満点中の11.4点でございました。

なお、個別のコメントにつきましては、時間の都合もございまして、御説明を割愛させていただきます。

次に、3ページ、2つ目の課題、課題番号1403「熱帯性魚類食中毒シガテラのリスク評価のための研究」でございます。

4ページになりますが、評価所見の総合コメントを御覧ください。調査票作成、海外情報のレビュー、疫学調査、機器分析などによる毒性評価の有用性、シガテラ発生沿岸における藻類調査など広範に研究が行われ、リスク評価に必要な成績が集積できた。ただし、途上の課題や研究実施上不確実な要素も多く、今後各課題について発展させることが望まれるとなっております、評価点は総合で15.5点でございます。

次に、5ページ、3つ目の課題、課題番号1404「食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究」でございます。

6ページになりますが、評価所見の総合コメントは、多彩なアレルギー物質を対象として、広範なテーマに取り組んだ。個々のテーマについての結論は得にくく、研究全体としてまとめることは困難であったが、患者ベースの研究によって機序に関する示唆は得られた。研究のデザインや方法を工夫し、再現性のあるデータの集積が望まれるとなっております、総合で評価点が12.4点でございます。

次に、7ページ、4つ目の課題、課題番号1406「低水分含量食品中における食中毒細菌（サルモネラ、腸管出血性大腸菌）の菌数変動及び生存確率予測モデルの開発」でございます。

8ページになりますが、評価所見の総合コメントは、水分活性・温度と細菌死滅速度の関係について、新たな知見が得られ、低水分含量食品中の菌数変動や菌の生存を予測するためのモデルを提案することができた。今後の食中毒のリスク評価への活用が可能と考えられたとなっております、評価点は総合で16.6点でございます。

続いて9ページ、5つ目の課題、課題番号1407「食品中ヒ素の代謝物ジメチルモノチオアルシン酸の発がん性に関する研究」でございます。

10ページになりますが、評価所見の総合コメントは、食用海産動植物を多食する我が国における食品安全の面から、有機ヒ素化合物の発がん性に関して着実な進展が見られ、多くの重要な知見が得られている。有機ヒ素化合物の発がんへの関与について、成果が出ることを期待したいとなっております、評価点は総合で16.4点でございます。

次に、11ページ、6つ目の課題、課題番号1502「栄養成分・加工助剤に関するリスク評価方法の確立に関する研究」ですが、評価所見の総合コメントは、研究計画は妥当であり、栄養成分・加工助剤に関する評価指針案が作成されており、目的は達成されている。今後の指針作成のベースとなることが期待されるとなっております、評価点は総合で15.5点でございます。

次の12ページでございますが、7つ目の課題、課題番号1508「香料の摂取量に関する評価方法の確立に関する研究」でございます。

評価所見の総合コメントは、日本独自の単位喫食量を設定する必要がなく、国際標準を使えるということが明らかになった。我が国に適した評価方法の確立につながる成果が得

られたことの価値は高く、今後の香料のリスク評価に有用であるとなっております。評価点は総合で16.3点でございます。

以上が評価結果でございます。これらのうちで3課題、1403、1406、1508、すなわち食中毒シガテラのリスク評価のための研究と、低水分含量食品中における食中毒細菌の研究と、香料摂取量に関する評価方法の研究の3課題につきましては、10月6日に食品安全委員会の会議室において一般に公開の発表会を開催いたしまして、研究者に成果を御発表いただく予定としております。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 それぞれおもしろそうな結果が出ているのですけれども、私はよく分からないのですが、総合の点数をぱっと見ると、多くのものはすごくいいように見えますけれども、例えば1ページ目のものは比較的低いのでしょうか。11.4点と低いのですけれども、研究の目標の達成度というのは、研究なのでなかなかうまくいかないことはよくあると思いますが、例えば研究の妥当性みたいなものが比較的低いというのは、こういうのはどういう観点から低くなるのでしょうか。

○佐藤委員長 熊谷委員、よろしいですか。

○熊谷委員 この課題についてどういう点が指摘されたか、今、思い出すことはできないのですけれども、研究の妥当性というのは、方法も含めて全体的な部分が評価されたと理解しております。

以上です。

もし、この分野に近い先生の御意見をいただければと思います。

○佐藤委員長 では、事後評価に出ていた先生方で誰か。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 1402の研究に関しては、実験が完成すれば非常に有効であろうと考えられたのですけれども、当初に想定した以上に細胞系が複雑だったこともあって、色々な系を試さなければいけなかったということで、デザイン上、もう少し慎重なデザインが必要だったということが一つの可能性として、妥当性というところに入っているのではないかと考

えています。

○佐藤委員長 よろしいですか。

達成度が低くなってしまうと、やはり妥当性というのも後から考えて、引きずられてしまうようなところもあるのではないのでしょうか。総合コメントの中では、発想・計画は妥当であると評価されているので、時間の問題であったり色々あるのだらうと思います

他に何か御意見とか御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、事務局は、7課題の事後評価結果について、それぞれの研究者に通知してください。

(3) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成29年度)(案)について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成29年度)(案)について」です。

これも、まず担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 8月4日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催しまして、平成29年度の食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題について審議を行いました。資料3のとおり、その案を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をお願いします。

○橘評価調整官 それでは、資料3に基づきまして、御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。この優先実施課題につきましましては、平成26年12月に全面改定を行いました「食品の安全性確保のための研究・調査の推進の方向性について」、いわゆるロードマップと呼んでおりますものに基づきまして、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」「健康影響発現のメカニズムの解明」「新たなリスク評価等の確立」及び「その他」という項目ごとに研究事業と調査事業を整理しております。

それでは、項目ごとに優先実施課題について御説明申し上げます。

まず、大項目1の「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」でございますけれども、研究事業として2つ、調査事業として1つの柱を立てております。

研究事業の1つ目が、薬剤耐性菌の特性解析に関する研究。2つ目が、食品に由来する人獣共通感染症等の原因微生物に関する研究でございます。

調査事業としては、薬剤耐性菌の特性解析に関する研究でございます。

次の大項目2の「健康影響発現のメカニズムの解明」についてでございますけれども、研究事業として3つ、調査事業として3つの柱を立てております。

研究事業の1つ目が、微生物・かび毒等による健康影響発現に関する研究。さらに細分化して、①といたしまして、食肉等を介してヒトへ危害をもたらす可能性のある微生物等病原体、特にウイルスを不活化するための加熱条件に関する研究と、②といたしまして、モディファイドマイコトキシンの代謝と毒性に関する研究の2課題を立てております。

2つ目が、食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究でございます。さらに細分化して、①としまして、食品中のヒ素、鉛、水銀、カドミウム等のばく露量と健康影響に関する研究。②我が国におけるビスフェノールAの健康影響に関する研究。③食品中の汚染物質の生物学的モニタリングによるばく露量推定に関する研究の3課題でございます。

3つ目が、食品を介したアレルギー発症メカニズムに関する研究でございます。

調査事業としては、食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する調査といたしまして、①食事試料や検体データを用いた微量化学物質のばく露量の実態に関する調査。②食品中の微量化学物質・汚染物質によるヒ素、水銀、カドミウム等のばく露量と健康影響の実態に関する調査の2課題を立てております。

続きまして、大項目3の「新たなリスク評価方法等の確立」につきましても、研究事業として7つ、調査事業として2つの柱を立てております。

研究事業の1つ目が、*in silico*手法を用いた評価方法の確立に関する研究。

2つ目が、確率論的評価手法に関する研究。

3つ目が、食品添加物（特に栄養成分関連添加物）の健康影響評価に関する研究。

4つ目が、農薬の急性参照用量設定に当たって有用な試験の再検討に関する研究。

5つ目が、食品の器具・容器包装から溶出する化学物質の評価指針の確立に関する研究。

6つ目が、アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究。

7つ目が、遺伝子組換え食品等の健康影響評価への次世代シーケンサーの活用に関する研究でございます。

調査事業は、今後の微生物等病原体のリスク評価の検討に関する調査と、食品健康影響評価におけるばく露量に関する調査でございます。

最後に「その他」として2つ挙げさせていただいております。

1つ目が、研究者からの提案に基づく研究。

2つ目が、その他食品健康影響評価に資する研究・調査ということで、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題について研究調査を実施することといたしております。

優先実施課題案の説明については、以上でございます。

本案のとおり決定いただきましたら、研究事業については、今後、事務局において公募の準備と整えた上で、9月下旬から10月下旬までの間、大学や研究機関の研究者を対象に

広く研究課題の公募を行う予定です。

また、調査事業につきましては、今後この優先実施課題を踏まえた上で、事業内容やスケジュールを検討していく予定でございます。

なお、最後の4ページに、今年度採択され、来年度も継続予定の研究課題の一覧を掲載してございます。今年度採択された研究のうちで、課題番号1607、発生毒性に関する研究については、ここに記載してございませんが、諸般の事情により実施が困難になったことから、今後改めて追加の公募を行う予定としております。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成29年度）については、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続きをお願いいたします。

(4) 食品安全関係情報（8月6日～8月26日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（8月6日～8月26日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 画面に出ているかと思えますけれども、資料4-1に基づきまして御報告いたします。

1 ページは総括表になっておりますので、割愛させていただきます。

2 ページ目からとなります。食品安全関係情報の8月6日から8月26日収集分ということで、全体で90件ございます。

その中のまず1つ目の化学物質のところからは、ニュージーランド環境保護庁が8月11日に、グリホサートに関する報告書を公表したということです。結論ですけれども、グリホサートはヒトに対して遺伝毒性または発がん性を示すとは考えにくく、有害性物質及び新生物法のもとで発がん物質または変異誘発物として分類する必要はないという内容となっております。

この見直しについては、国際がん研究機関（IARC）の報告書中に検討された研究、EFSA、EPA及びJMPR等の海外の機関によって評価された追加研究についても考慮したという情報になっております。

続きまして、微生物・プリオン・自然毒関係の情報ということで、英国公衆衛生庁（PHE）が、ミックスサラダの葉菜類の摂取が関連するとされる腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒に関して終息宣言を行ったということです。このO157による英国の全国規模の集団感染に関して調査が続けられてきた訳ですけれども、患者数については合計161人ですが、一次感染者の最後の発生日が7月5日ということで、この集団感染が終息したというような宣言を行ったということです。

疫学調査の結果として、ミックスサラダの葉菜類が感染源である可能性があるということが明らかにされております。

PHEの事例対策部長Jeremy Hawker教授から、消費者に対して、野菜を保存する際は、たとえ少量の土でもついていたら、これをちゃんと除去するようにと。また、生で野菜を食べる前にはしっかり洗浄するようというよう注意喚起がされているようです。

ちなみに、我が国でも千葉、東京、沖縄でO157の感染事例も発生しておりまして、亡くなられた方も複数出られているということなので、当委員会のFacebookでもこの件については改めて現在、注意喚起を行っているところになります。

続きまして、これも同じくPHEの情報ということですが、メキシコへの渡航者が関連するサイクロスポーラによる集団感染に関して最新の情報提供を行ったということです。

PHEからは、消費者に対して、メキシコのリビエラ・マヤ海岸に旅行する際は、食品、水及び衛生面に常に留意するよう、また、当地では食品及び水を介したサイクロスポーラの感染リスクがあるとの認識を持つように強く勧めるというようなことを情報提供しているということです。

8月19日現在の患者数が320人とかなり多くなっておりまして、そのうちメキシコへの渡航歴ありが230人というような状況になっているということです。

次の情報は、ドイツのBfRから8月3日に、コリスチン及び伝達性コリスチン耐性に関する最新のQ&Aを公表したという情報なのですが、これについては4月19日の第603回「食品安全委員会」で私から紹介したQ&Aの追加情報ということになります。Q&A全体は、コリスチン耐性とはとか、動物用医薬品におけるコリスチンの重要性だとか、コリスチン耐性菌に対する対策などが解説されていますけれども、今回は欧州医薬品庁（EMA）から、コリスチン低減に向けた動きなどが紹介されているということで、Q&Aに追加されております。

続いての新食品等のところは、資料4-2で少し詳しく目に情報提供しております。

そこは飛ばしまして、最後のその他のところでFDA、これはその前のダイエタリーサプリメントの関連ということになるかと思えますけれども、FDAから8月12日に、食品原料成分の監視を強化するステップとして、食品及びアニマルフーズに使用される物質が「一般的

に安全と認められている (generally recognized as safe) (GRAS) とするための基準を詳しくした最終規則を公表したという情報になります。食品添加物と違って、この GRAS 物質 (generally recognized as safe) は FDA の市販前許可の対象ではないのですが、許可された食品添加物と同様の安全基準を満たさないといけないということになっているようで、GRAS の基準については、食品及びアニマルフーズにおける各種成分の安全使用が適切な資格要件を満たした専門家、要は専門家により広く認められることを要求するということです。

FDA は、規則で示された届出手順により、企業が GRAS の結論を当局に通知するように強く推奨しているという情報になっております。

続きまして、資料 4-2 で、先ほどお話ししました、同じように FDA から今回、ダイエタリーサプリメント業界向けに市販前安全性届け出の指針案が更新されたという情報になります。この届け出なののですが、2 段ほど下がったところのダイエタリーサプリメント健康教育法、これに基づいて、製造業者または販売業者がいわゆる新規のダイエタリーサプリメント成分 (new dietary ingredient (NDI)) というものについて、市販を始める 75 日前までに FDA に届け出をしなければならないというのが法律で記載されているようです。現在、大体 FDA では 5 万 5,600 を超えるこういったサプリメントが出回っていて、5,560 の NDI 製品が毎年市場に出ていると推定しているようですけれども、この法律は 1994 年に法律化されたようですが、現在のところ NDI、新規のダイエタリーサプリメント成分の届け出は 1,000 未満ということなので、今回、FDA からは、この指針案において誤解されていた、または十分に説明されていないため理解が難しかった幾つかの重要点を明確化するとともに、指針内容の公衆衛生上の重要性を説明するという観点から指針案を改訂したということで、FDA は、この改訂案によって、より効果的にダイエタリーサプリメントの安全性を監視できるようになるとともに、業界の NDI 報告の質を向上させることができるということをおっしゃっています。

これに関しては、食品安全委員会でも関連情報の国内のところにありますけれども、健康食品関連の情報ということで広く国民に対して情報提供を行っているところです。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 確認を 1 点お願いしたいのですが、ダイエタリーサプリメント健康教育法 (DSHEA) の和訳が厚生労働省のホームページだと栄養補助食品健康・教育法になっているのですが、合わせておいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○岡田情報・勧告広報課長 確認して、もしあれでしたら、合わせたいと思います。

○佐藤委員長 どちらがいいのかも分からないですけどもね。

では、よろしくお願ひいたします。

他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(5) その他

○佐藤委員長 次に、本日、「その他」として、遺伝子組換え食品等「GGI株を利用して生産されたL-グルタミン」に係る評価書の変更についての報告があると聞いております。

事務局からの報告をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料をお願いいたします。先般9月6日の第621回委員会会合におきまして評価が終了しております遺伝子組換え食品「GGI株を利用して生産されたL-グルタミン」の評価書に関しまして、記載内容の一部に誤記等がございましたので、御報告させていただきます。

資料5の1ページ目に新旧対照表がございますので、御覧いただきたいと思います。3カ所ございます。

1つは、「L-リジン塩酸塩」としておりますものが、正しくは「L-リジン」とすべきだったということで、変更させていただきたいと思っております。

それから、「市販のL-グルタミン添加飲料」としてございましたところについて、実際には「飲料」ではなくて、粉末あるいは錠剤型の食品等であるということで、「食品」とさせていただきたいということでございます。

それから、資料の方でございますが、「L-シスタチオニンの安全性」と最後に記載してあったところについて、社内資料である旨等を追記させていただきたいということでございます。

これらの修正につきましては、専門調査会の専門委員の先生方にも御連絡をして、御確認をいただいているところでございます。

こちらについて評価書を修正した上で、関係機関に通知をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 内容は構わないのですが、確認なのですが、今の後ろについているものは修正する前のものがついているということによろしいのですか。

○池田評価情報分析官 修正前のものなので、今、御説明した箇所を変更させていただいた上で、通知させていただきたいということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますか。

それでは、今回確認されました誤記を修正し、修正した評価書をリスク管理機関に通知するということがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、定例日は来週9月20日火曜日となっておりますが、議題となる事項もないようですので、お休みとさせていただき、再来週9月27日火曜日14時から開催を予定しております。

また、14日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第622回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。